

国立大学法人九州大学

平成 16 年 9 月 10 日

九州大学 知的財産本部

研究マテリアルの取扱いについて

- ・九州大では経理責任者は事務局長であるので有償のマテリアル提供の場合は事務局長が、無償のマテリアル提供の場合は部局長が決裁して契約。
- ・提供先が非営利機関の場合は手続の簡素化のために研究者個人が判断できる（ 1 ）ように、提供先が営利機関の場合はライセンス契約と同様事務局長が決裁する。
- ・ 1 の場合、大学が雛形を二種類用意（ シンプルなもの。理研や NIH を参考に。 改変物についての規程のあるもの。AUTM のものを参考に。）し、研究者の判断で選べるようにすることを検討している。
- ・法人化後 20 件くらい MTA 締結実績あり。
- ・ e-MTA のシステムを構築準備中。農学部でモデルケースとして運用の検討を開始している。（ e-MTA とは、オンラインのマテリアルのデータベース ）
- ・ MTA の専任が必要と感じている。

研究者の移動に関する考え方

- ・関係機関との協議が基本。
- ・特許については、非営利の研究目的であれば移動先でも自由に使うことになるだろう。ただ、利用関係などが生じる可能性があることを発明相談等の機会に、研究者に対し説明している。
- ・特許出願されておらず産業価値がさほど高くないマテリアルは、研究者と一緒に譲渡していく予定である。その研究をメインで遂行していない研究者（例えば、教授と一緒に研究していた助手）が移動する場合は MTA を結んで利用権のみ設定する。
- ・特許とマテリアルが関連している場合は、ケースバイケースで対応する。

その他

- ・実験ノートやデータの管理は基本的には研究室レベルで行っている。組織対応は未着手。
- ・流動化に対応するため、大学や公的研究機関の間である程度コンセンサスがあったほうがよいと考えているが、ルールをつくってもその通りには動かないので、最終的にはケースバイケースの対応になるだろう。

国立大学法人名古屋大学

平成 16 年 10 月 12 日

名古屋大学 産学官連携推進本部 知的財産部

研究マテリアルの取扱いについて

- ・ 研究マテリアルは機関帰属。管理は研究者自身が行う。
- ・ 外部に提供する際は、研究者が知的財産部に届出→受理→細則で定めた提供対象であるかどうかを判断→提供、という流れになる。
- ・ 外部に提供する際は、提供先が学術研究目的の場合は原則無償、提供先が産業利用する場合には原則有償。
- ・ 学術研究用の目的においては無償で提供し、あまり細かいところを気にする必要はないが、提供先が企業の場合はきちんとする必要があると考えている。
- ・ 提供したマテリアルの改変物については、原則名大のものとする。契約で取り決める。
- ・ 有償の成果有体物提供契約（MTA）は 1 件締結した。現在、締結準備中のものが数件ある。無償の成果有体物受入れ契約は数件締結した。
- ・ 研究者が移動した場合は、学術研究目的での利用の場合は利用権を付与するのが基本であるが所有権を移転することもありえる。企業へ移動した場合は有償で。
- ・ 発明と同様、収入があった場合は補償する。
- ・ 問題点 1：マテリアルの管理は研究者なので、管理者（である研究者）がいなくなったらどうするのか、という問題がある。具体的には「透明メダカ」。
- ・ 問題点 2：マテリアルとノウハウが密接に関連している場合が多く、移転、移動の際は問題にならないか。
- ・ 問題点 3：大学発ベンチャー起業など大学外活動との関係がある場合のルールをどうするか。

研究者の移動に関する考え方

- ・ 移動前の機関の設備や機器を使用している場合について、名大から外部に移動した場合は規程が適用されない（規程は名大の職員に適用されるものなので）ので、移動前後の機関同士の交渉によると考えられる。反対に名大に移動してきた研究者については移動前の機関の主張による。

研究者の移動に伴う問題点

- ・ ソフトウェアの開発について。共同研究中に大学を移動した場合に問題が生じ

る。

- ・ 企業から、「研究者の移動に伴って研究に損害が生じた場合、移動した研究者が責任を負う」という共同研究契約の条項を提示されたことがある。

その他

- ・ 発明者への補償について。移動や退職、就職などで大学から籍がなくなった場合、本人からの申告があった場合のみ補償する。また、相続も、相続人からの申告があった場合のみ補償する。申告の期限はない。
 - ・ 実験ノートは「推奨」している。
 - ・ （特許事務所は 8 箇所と契約している）
 - ・ （年間 100 - 120 件の出願を予定）
- （発明者のヒアリングには知財スタッフ 2、3 名と中部 TLO スタッフ 2、3 名が同席。）

独立行政法人産業技術総合研究所

平成 16 年 11 月 2 日

知的財産部門 知的財産企画

知財の扱いについて

- ・ 産業技術総合研究所の設立趣旨より、研究成果について最大限の知的財産権化を図り、研究および開発の成果を社会に技術移転することが求められている。特に、その普及においては、論文と知的財産権を同じ位置づけで扱う意識を確立し、実践していくことを重視している。
- ・ パテントポリシー、技術移転ポリシーに基づいた研究成果物等取扱規程、職務発明取扱規程、研究試料取扱規程で運用。研究ユニット（現在数 51）長が職務発明を認定、試料の管理も研究ユニットごとに行う。
- ・ 特許出願件数 年間 1500 件程度（平成 15 年度）。届出があり、職務発明と認定されたものは全て出願している。独法化（平成 13 年 4 月）以前も含め増加傾向。明細書作成は、内部弁理士と外部の特許事務所委託が半々程度。

■研究者の移動について

- ・ 研究職員の数は 2400 人程度。うち任期付きの職員が 380 人。平成 7～8 年くらいから、最初は任期付きで雇用開始し、その成果により任期終了後にパーマネントの雇用（または雇用終了）とする契約を結ぶことが多くなり、現在はほとんどがこの形式。現段階ではこの制度を続けていくつもりであり、期限つき研究者の割合はほぼこのまま推移する見込み。
- ・ 産業技術総合研究所では常勤職員のほか、産学官連携制度等により、年間延べ数にして 4200 人程度の研究員等を受入れている（ポストク約 800 人、企業から約 800 人、大学から約 1700 人、海外から約 900 人）。基本的には以前に所属していた機関とは研究を切り分けることをお願いしている。
- ・ 研究者の移動と知財の扱いについて議論になることはあるが、話合いで突き詰めるようにしている。研究者が移動後に産業技術総合研究所で取得した特許技術を使用したい場合、試験・研究機関で試験・研究目的に使う分には特に契約はしていない。企業でビジネスとして実施する場合には実施許諾契約を結んでいる。
- ・ MTA は、契約管理は知的財産部門が行い、契約の履行管理は各研究ユニットが行っている。必要に応じて研究者の移動（受け入れ、転出）に伴い MTA を結ぶこともあるが、基本的にその研究者が研究を行うために MTA を結ぶものであり、研究者が移転先でマテリアルを配ったりするようなことがあれば問題。

- ・ 研究者の移動時の秘密保持契約は、就業規則で担保されているので行っていない。

その他

- ・ 産業技術総合研究所は京都大学と研究職員数(京都大学約3000人)受け入れ研究員数(京都大学の博士課程3800人、各種研究員800人)予算規模(どちらも1200億円程度)ともに似通っている。この中で知的財産部門の体制は知的財産管理室、知的財産企画室、知的財産高度化支援室で合計29名+補助職の人員で業務を行っている。このほか、TLOとして産業技術総合研究所イノベーションがあり(形態は産業技術総合研究所本体とは別の財団法人となっている)17人の職員(うち企業出身者10人)がいる。
- ・ 産業技術総合研究所イノベーション 実施契約数は年間400件弱、収入は約4億円(平成15年)。実施申し入れは外部からの問合せも多いし、産業技術総合研究所から売り込むこともある。明細書を開示する場合の開示料は特に決まっていない。案件の内容によって決めるし、その内容を評価することができている。
- ・ 共同研究、受託研究の数は法人化前を含め増加傾向(4割程度が大学と、残りが民間企業等)。実用化のための共同研究(実施のための応用、開発研究)も行い始めている。不実施補償は基本的に申し受け、相手が独占的实施を望む場合は出願・維持に関する費用を全て負担してもらうようにしている。電機・機械メーカーは非独占、医薬・材料メーカーは独占を望むことが多い。
- ・ 実験ノート 平成14年9月より実験ノートの導入を行い、専用のノート(体裁は日本技術貿易社のラボノートとほぼ同じ)に通し番号をつけて管理している。実験ノート作成は原則義務化としたが、その導入と運用は研究ユニット長の裁量と責任に委ねている。
- ・ 産業技術総合研究所は国立大学に先立ち平成13年4月に法人化されたため、法人化後の知財管理で変わったことを聞くと、工技院時代から基本的に発明は機関帰属(平成8~12年の間、発明者が希望する場合に発明者に50%までの持ち分を帰属させていたことはある)であったので大きく変わってはいないが、平成16年4月以降の特許出願について審査請求料等を納付することになったため、従来はみんな審査請求をしていた特許案件を、今後は予算の効率的活用とライセンス可能性を勘案することが必要であると考えている、とのこと。